

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階 大会議室

○議事日程

令和4年1月7日（金曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (4) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
 - (5) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
-
- (1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（18名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君
10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君
13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君
16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君

○欠席委員（1名）

19番 田下 喜代 君

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君
農業委員会事務局課長補佐	長谷部 香織 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君

午前10時00分開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）

定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。令和4年になりまして初めての総会となります。今年1年いろいろな案件などございます。ご審議の方よりをお願いいたします。それでは野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君）

みなさん改めまして明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりまして、ありがとうございました。今年もよろしくお願いします。皆様におかれましては令和4年の新しい年をご家族団らんの中でお迎えになられたことお慶び申し上げます。またこの年がご健勝でご多幸であることをご祈念申し上げます。振り返ってみますと昨年は秋でしたけど山県市、本巢市では柿を盗まれるという事件が発生しました。その前は春頃ですと、関東のほうで豚が盗まれると。そういった事件が発生しております。特に柿なんかは鳥獣害で被害を受けたのは諦めがつくところですけど、人に取られるということは本当に悔しい思いを持たれる方が大概ではないかと思っております。

12月の議会見ておりますと、米価が安くなったということで質問があったのですが、この米価の下落というのは、在庫があるということと、3年度産米の需要見込みが不透明ということで下落ということになった。岐阜県においてはハツシモが1俵60kg1万円ということです。議会の中でも答弁をされておりますし、農業再生協議会の総会も行われましてその中でも説明がされたこととございます。そうした中で関市においては議会の中で答弁されておりますけども、試食用の米の作付けが940ha収穫が4465tということです。それに代わりまして、今は転作という言葉は使っておりませんが、転作ということになるんですけれど、産地交付金作物ということで麦とか飼料米とか作られておりますけど。麦が183.5ha、飼料米が99.4ha、大豆が32.2ha、さといも、なす、いちごなどが16.3ha。関市においては栽培をされているという議会での報告がありました。ここで思うのは産地交付金というのが関市には63,667,000円というふうにこの3年度交付されておるのですが、これが一番の米価の下落に対する補う手立て、対策といいますか、それにこの交付金が非常に大きく活用されているのではないかとそのようなふうに思っております。この米の作付け面積というのは関市の総面積に對しまして、50%ほどの作付けということになっております。そうするとあと残りの分は何になるかということこういったものの産地交付金に該当するものの作付けまたはここには該当しないものも作付けされておると思いますが、その中で多かれ少なかれ遊休農地になっていくのではないかと思っております。こういったことで、遊休農地の発生防止とそしてまだできれば解消できればよろしいですが、まずはこういったことで作付けされない休田があるということで、遊休農地の発生ということが危ぶまれるところでございます。そうした中で皆様方に取り組んでいただいております、農地利用最適化推進事業につきまして皆様方のお力添えをいただきたいと思っておりますので、その辺のところよりお願いいたします。そして合わせて、この農業委員会活動に對しまして特にこういった総会でございますが、貴重なご意見をいただきまして活発な農業委員会活動に取り組んで参りたいと思っておりますので、皆様方の今年一年ご尽力いただきましてお世話になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは本日の議案に對しましてご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

ありがとうございました。続きまして、事務局長の山岡がご挨拶申し上げます。

○農業委員会事務局長（山岡透君）

失礼します。皆さん新年あけましておめでとうございます。委員の皆様方におかれましては、穏やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルスの感染拡大が広がりまして、大変私たちの取り巻く生活も様変わりしてしまったわけでございますが、感染防止対策や忠誠心によりまして昨年は東京オリンピック、パラリンピックも開催されまして関市においても3年ぶりとなる刃物祭りも開催されたこととございます。しかし、ここにきて新たな変異株ということで雲行きが怪しくなっておりますが、また関市の方でも3回目のワクチン接種に向けて準備を進めておるところでございます。こういったところで1日でも早いこの状況が解消されまして

また平穏な日々が戻ることに委員の皆様方に取りまして今年がよい年になることをご祈念いたしまして簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

はい。本日の欠席委員でございますが19番田下委員が欠席ですのでご報告の方させていただきます。

○議長（野村茂君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。次に、議事録署名委員の氏名を行います。1番 安田委員、2番 臼田委員のお二人にお願いします。これより、議案の審議に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は、1ページになります。

1番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、上迫間公民館の西390mほどに位置する農振農用地区域内の 田 3筆 2, 532㎡。申請の目的は、使用貸借権の設定です。貸借期間は、3年です。使用借人は、農業経営拡大のため、申請地を借り受けたいというもの。使用貸人は、障がいがあり、耕作することが難しいため、申請地を貸すというものです。2番と同時許可案件です。

2番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、上迫間公民館の南60mほどに位置する農振農用地区域外の 畑 2筆 323㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、障がいがあり、耕作することが難しいため、申請地を譲り渡すというものです。1番と同時許可案件です。

3番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、志津野転作促進技術研修センターの北東410mに位置する農振農用地区域内の 田 960㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、無農薬野菜を栽培するため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢であり、農地の管理ができないため、譲り渡すというものです。

4番の案件 議案は2ページ、位置図は、6ページになります。申請地は、池尻区公民館の北西570mほどに位置する 農振農用地区域内の 登記地目 田 現況地目 畑 2筆 449㎡。申請の目的は、所有権移転です。受贈人は、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けたいというもの。贈与人は、遠方で農地の管理ができないため、受贈人の申し出に答えるというものです。

5番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、植野公民館の北230mほどに位置する農振農用地区域内の 田 2, 401㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業規模拡大のため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、高齢になり、農地管理ができないため、譲り渡すというものです。

6番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、関市役所上之保事務所の北710mほどに位置する農振農用地区域内の田 677㎡。請の目的は、所有権移転です。譲受人は、農業経営の拡大・充実を図るため、申請地を譲り受けたいというもの。譲渡人は、宗教活動が忙しく、農地の管理ができないため、譲り渡すというものです。12月13日に現地確認をしたところ、2番の土地については、明らかな農地という判断が難しく、農業委員のご意見を伺いたいと思います。その農地につきましては今日次第と一緒に心配りしました、カラー写真3枚付けてあります、3条の2というところの土地でございます。明らかに耕土があるということが見た目では分からなくてご意見を伺いたいというものでございます。他の申請地は農地であると確認しております。

以上、所有権移転に関するもの 5 件、使用貸借権設定に関するもの 1 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

はい、それでは補足説明をいただく前に臼田委員さん山田彰委員さん青山委員さん永田委員さん長尾委員さんにつきこの譲受人の営農状況について何かご意見があればお伺いいたします。

（挙手あり）

はい、臼田委員さん。

○2番（臼田正嗣君）

はい。この2番の案件ですけど現地を見てきましたら、とても作物を作れる土地ではないなと思いました。ただ、果樹ぐらいなら植えても大丈夫かなという程度で、耕作しても無理だと思います。

○議長（野村茂君）

他の委員さん方はそれぞれの担当の案件についてよろしいでしょうか。

（挙手あり）

はい、山田彰委員さん。

○3番（山田彰君）

3番の志津野の洞田の3条関係なんですが、皆さんご存じの通りですね令和3年の7月から去年までに15筆くらいこういった3条が出てきております。今回1筆でてるわけなんですけど、土地の購入者である岡寄洋明さんの農業経営の実態を去年調査してまいりました。各務原市でですね土地を借りたり、買ってみえて野菜を作ってみえます。従業員の方も年配の方の社員なんですけど、キャベツやいろいろな野菜を作ってみえます。キャベツ、ブロッコリー、ブルーベリーなども作っておられまして、伊木山ガーデンの園芸館へ出荷したり、そこでまた加工したりして売ってみえるようです。それであるのその他にもいろいろな伊木山のフォレストというような事業といたしますか、キャンプ場とか農業関係の施設といたしますが、そんなようなのんびりしたところでキャンプ場、自然をいかしたキャンプ場なんかも行っておりまして、そういうところへも農産物をつかっていただくような第6次産業的な事業も展開してみえますし、それから犬山城の前にもテラス犬山というようなお店を出してそこで収穫したものを加工してお店へ出す。サツマイモなんかを作ったやつを加工してお店で使っておるということで、農業を営みながらこう言った6次産業も手掛けてみえて社員の方もみえます。

こんかいここの志津野の3条にかかっている件についてももうすでの荒れ地でしたけれど、12月15日くらいから2名が毎日のように来て草を刈っていますので、今回1筆ですけど、来月2筆くらい出てくると。それは相続の関係などですぐには買えないと。

順番に出てきておりまして、全体では約22,000㎡くらいになると思います。そうした中でそこでの全体計画を今立てていますので、農地を買ってそこで自然を生かしたいろいろな事業を展開していきたいというような考えを持っています。具体的にどのように農地を利用するかということまでは計画がまだはっきり出ておりませんが、何れにしても荒れた農地を整備して農地として利用していくというような考えを持っておりますので、今後僕たちもその計画の推移を見ながらどういう形になっていくか見守っていきたくて思っております。また具体的な計画がでましたら、報告できると思いますけれども、何れにしても荒れた農地を遠いところからでございまして来ても農地をきれいにされて、そこで有効な農地といたしますかそれを展開されればいいかなと思っておりますのでお願いします。

○議長（野村茂君）

はい、今山田彰委員さんから議案1号の3番についてご説明いただきました。この方については前からいろいろ皆さんからご意見をいただいて、内容を心配されているということで、今回事務局と山田委員さんの方でその方の経営状況とかそういったことを調べに行っていただきまして、確認をしていただきました。その結果が今説明のあった通りでございまして。

何かこの件についてまた補足説明の方でまたいただくということにします。

他にご意見よろしいですか。

（挙手無し）

それでは無いようですので、議案第1号につきまして、補足説明のある委員さんは挙手にて発言をお願いいたします。

（挙手無し）

それでは無いようですので、先ほど臼田さんからご意見をいただきました、議案第1号の2番について事務局から説明をいただければと思います。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

はい、2番の土地についてですが、臼田委員が言われたように現実的には草刈りは定期的に譲り受けられる方が定期的にやってみえるというのが現実でして、障害をお持ちであるということですのでその方が

無理であるということで近所の方だと思うんですが、定期的にきれいにされてはみえます。ただここ何年かは野菜とか作った形跡は全く無く、ずっと置いてあるというような土地でございましたので、委員さんのご意見を伺いたいということでございました。臼田委員さん言われるように多少気は何本かは生えているんですけども、これがいわゆる畑で野菜は無理だということであれば申請人さんに果樹を植えたうえでもう一度判断するという形にさせてもらうということであれば許可保留とさせてもらうのもう一度事務局が現場を確認させてもらったうえで果樹が植えてあったうえで果樹園として成り立つであろうという判断をされた後で許可をするというようなことでもいいかとは思いますが。

(挙手あり)

はい、安田委員さん。

1 番 (安田美雄君)

本人の申請ですけれども、どのように管理したいといってみえるわけですか。みますとバラスみたいなやつが入っているように見えますけれども、畑としては機能できないものですか。土を入れ替えてでも畑をやりたいといっているのか、どのような風で畑を使いたいと言っているのか。

○事務局課長補佐 (小石隆之君)

意見としましてはこの方他のところで農業やってみえるんです。その部分についても農業の拡大をやりたいということが書いてあるのですが、実際そこを野菜をやるとか具体的なところまではまだ書いてありません。そのため安田委員さん言われたようにその辺の計画などをもう一回詳細のもの、営農計画書のようなものを出したうえで現場を管理してもらうというような書面を出させるということも一つあると思います。ただ、農地はこの方持ってみえる方なので、まったく変なことで土地を使うということは考えられないと思うのですが、具体的にちょっと乏しいところもありますので、その辺農業委員さんのご意見をお聞きして進めていきたいと思います。

○議長 (野村茂君)

はい、他によろしいでしょうか。

(挙手あり)

はい野田委員さん。

5 番 (野田卓志君)

これ、1 番と 2 番が同時許可案件となっていますが、受人と渡人が同じやで同時になっているのか、1 だけは別で通して 2 は保留にするというわけではないのでしょうか。

○事務局課長補佐 (小石隆之君)

旧関市の場合 5 反の下限面積があって受けたい方は実際農地を持ってみえるんですけども 5 反持ってみえるという方は先般の議論にもあるようになかなかみえないんです。そのため田んぼの方は当然農地なのでそれを買えて、それでこの部分についてはもらうという形でやるために 2 番の方が極端な話許可保留になれば下限面積はクリアできないので自動的に 1 番も許可保留になるということでございます。

○議長 (野村茂君)

他にございませんか。

(挙手無し)

それでは議案第 1 号について、質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

はいございませんようですので、これより採決をさせていただきます。

まず、議案第 1 号の 2 番については先ほど臼田委員さん、また事務局からも説明がありましたように耕作するような状況ではないということで改めて営農計画を出していただいて、出た時にはまた審議をするということにしてはどうかと思いますが、皆さんどうでしょうか。よろしいでしょうかね。それでは改めて営農計画を出していただいて審議をするということで今回は保留ということにしたいと思いますが、異議の無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。それでは 1 番 2 番は保留ということにいたします。それで 3 番、4 番、5 番、6 番について異議の無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。3番、4番、5番、6番の4件につきましては許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可 申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、富岡小学校の南西220mほどに位置する 登記地目 田 現況地目雑種地 換地後の面積 244㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸家です。申請人は、娘が生活できるよう個人住宅を建築し、貸家として利用したいというものです。12月13日に現地確認をしたところ、既に雑種地となっています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。この案件につきましてはすでに過去の総会におきまして5条の許可で実際用途については一般個人住宅を建てるということで計画許可の方出ておりますが、結果的に自分が家を建てて、お金も払って子供に貸すという形で申請をし直されたということで同じ場所で同じ案件なんですけれども一回こういった形で議案の方に出ております。

2番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、関高等学校の東300mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 宅地3筆 458㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。申請人は、倉庫や物置が必要となり、農地法の許可を得ていないため、許可申請 をするものです。12月13日に現地確認をしたところ、平成13年頃から住宅敷地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、道の駅むげ川の北西460mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 畑 1, 166㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。申請人は、既存の住宅が使い勝手が悪く、この先生活していくのには、不便であり、新たに自己住宅を建築したいというものです。12月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。以上、3件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君)

事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員は挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

はい、それでは議案第2号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

(挙手無し)

質疑も無いようですので、これより採決します。議案第2号の3件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

はいありがとうございました。全員の挙手をいただきました。議案第2号の3件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐(小石隆之君)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、4ページからになります。議案の修正をお願いします。1番の案件の現況地目が畑というふうになっておりましたが、現場の方確認するととても畑には見えないので雑種地ということで修

正をお願いいたします。それでは議案の説明に戻らせていただきます。

1 番の案件 位置図は、12 ページになります。申請地は、富岡小学校の南東 380m ほどに位置する 登記地目 畑 現況地目雑種地 317㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、共同住宅 駐車場 です。譲受人は、共同住宅の経営を計画し、アパートを購入しましたが、駐車場が手狭であるため、申請地を駐車場として、利用したいというもの。譲渡人は、営農が困難であるため、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、農地性がないと判断し、始末書を提出するよう依頼中です。申請地は、第3種農地であり農地区分としては、転用することが認められる可能性が、非常に高い区域の農地であります。しかし、現場の状況は、隣接地との境界が、見る限り不明であります。許可基準にある一般基準において、転用する農地の面積が事業の目的から見て適正かどうかの、判断できません。そのため、境界が確定されるなど、現場の状況が確認できるまでは、許可保留案件として県に進達するべきではないかと判断します。県に進達する意見書において、こうした事実を記載し、進達したいと考えます。

2 番の案件 議案は4 ページから9 ページ、位置図は、13 ページになります。申請地は、平井集会所の南 420m ほどに位置する 田 32筆 27,327.34㎡。農地の区分は、10ha 以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、機械部品製造業工場及び倉庫です。譲受人は、申請地の近接地に工場があるが、仕事量が増え、既存の工場だけでは、生産が間に合わないため、新しい工場及び倉庫を建築したいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。関市と申請者が農業従事者を3割以上雇用する協定を結んでおり、農業従事者の就業機会を増大するものと判断し、転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。本案件は、都市計画法第29条第1項の許可が必要となります。

3 番の案件 議案は10 ページ、位置図は、14 ページになります。申請地は、志津野転作促進技術研修センターの北西 400m ほどに位置する畑 234㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する 10ha 未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 駐車場です。譲受人は、申請地の隣に住宅があるが、車を駐車するためには、縦列に止めることしかできなく、不便であるため、申請地を駐車場として利用したというもの。譲渡人は、相続を受けたが、農業経験がないため、譲り渡すというものです。12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

4 番の案件 位置図は、15 ページになります。申請地は、緑ヶ丘中学校の東 400m ほどに位置する 登記地目 田 現況地目畑 4筆 2,335㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を宅地分譲として、利用したいというもの。譲渡人は、遠方に住んでいるため、農地の管理ができないことから、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。事変2番と同時許可案件です。

5 番の案件 議案は11 ページ、位置図は、16 ページになります。申請地は、下倉知公民館の北西 140m ほどに位置する 登記地目 畑 現況地目宅地 2筆 522㎡。農地の区分は、用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅 です。譲受人は、破産物件である申請地が、既に宅地にもかかわらず、登記地目が農地のままであるため、農地法の許可を得るというものです。12月13日に現地確認をしたところ、昭和49年に宅地として利用されており、経緯書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

6 番の案件 議案は11 ページ、位置図は、17 ページになります。申請地は、中濃運転者講習センターの南 90m ほどに位置する 田 22筆 7,604㎡、畑 6筆 1,279㎡、合計 28筆 8,883㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する 10ha 未満の農地の区域内にあ

る農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、建築物解体工事業 資材置場 です。譲受人は、建築物解体工事業を営んでおり、事業の拡大に伴い、資材置場が不足するため、申請地を転用したいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日、現地確認をしたところ、田及び畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

7番の案件 議案は11ページ、位置図は、18ページになります。申請地は、中濃運転者講習センターの南160mほどに位置する 田 657㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、農地の嵩上げの一時転用です。一時転用期間は、6ヶ月間です。使用借人は、残土処分のため、申請地を一時転用するというものです。使用貸人は申請地に水が溜まりやすく、田としての管理ができないため、畑として利用するために農地の嵩上げを使用借人に依頼するものです。12月13日、現地確認をしたところ、田及び畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、19ページです。申請地は、上切公民センターの北北西300mほどに位置する 登記地目 田 現況地目 畑 296㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、分譲住宅です。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が学校にも近いことから、宅地として需要があると考え、分譲住宅を建築したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

9番の案件 位置図は、20ページになります。申請地は、池尻区公民館の北610mほどに位置する 畑 2筆 1,124㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、現在の賃貸住宅が手狭になり、申請地を借り受け、一般個人住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 議案は16ページ、位置図は、21ページになります。申請地は、広見下水処理場の南東280mほどに、位置する登記地目 田 現況地目畑 3筆 476㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、貸駐車場です。譲受人は、不動産業を営んであり、隣接する工場に勤務する従業員の駐車場が不足していることから、駐車場として転用し、貸すというもの。譲渡人は、高齢により、耕作が困難であり、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、22ページになります。申請地は、千疋ふれあいセンターの南西250mほどに位置する 畑 2筆 2,986㎡。農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、運送業配送センターです。譲受人は、運送業を営んでおり、拠点を1ヶ所にするため、申請地を買い受け、配送センターを建設したいというものです。譲渡人は、高齢となり、耕作が困難なため、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。転用目的が、流通業務施設であるため、転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

12番の案件 議案は17ページ、位置図は、23ページになります。申請地は、金竜小学校の南370mほどに位置する 登記地目 宅地 現況地目 畑3筆 188㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の

目的は、一般個人住宅です。譲受人は、一般個人住宅を建築し、移住したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、24ページになります。申請地は、博愛小学校の北260mほどに位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 11㎡ 農地の区分は、水管、下水道管が整備された道路の沿道で申請地から概ね500m以内に1つの教育施設、1つの医療機関があるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、自宅への進入路です。譲受人は、申請地を以前から、自宅への進入路として利用していたが、その土地が、他人の土地であることがわかったこと。また、農地法の許可を得ていないことから、現状に合わせ、農地法の許可を得たいというものです。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。12月13日に現地確認をしたところ、昭和56年頃から、宅地であり、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

14番の案件 位置図は、25ページになります。申請地は、博愛小学校の南250mほどに位置する登記地目 畑 現況地目 宅地 34㎡ 農地の区分は、申請地が宅地に囲まれているため、第3種農地と判断します。用の目的は、一般個人住宅 庭 です。譲受人は、申請地の隣地に住んでいるが、庭として利用していた土地が、他人の土地であったため、今回、贈与を受けたいというもの。譲渡人は、現在の利用状況から、贈与するというものです。12月13日に現地確認をしたところ、昭和63年頃から、庭として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

15番の案件 議案は18ページ、位置図は、26ページになります。申請地は、道の駅むげ川の北北西460mほどに位置する 登記地目 畑 現況地目 雑種地 363㎡ 農地の区分は、10ha以上の集団農地での農地であるため、第1種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。使用借人は、現在アパートに住んでおり、手狭になってきたことから、自己住宅を建築したいというもの。使用貸人は、高齢となり、農業の縮小を考えており、申請地を貸すというものです。12月13日に現地確認をしたところ、昭和の終わりごろに、雑種地となっており、始末書が添付されています。申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。集落に接続しており、転用の制限の例外基準をみたすものと考えます。

以上、所有権移転に関するもの 12件、使用貸借件設定に関するもの 3件 計 15件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（挙手あり）

はい、安田委員さん。

1番（安田美雄君）

担当の地区の者として、補足説明させていただきます。先ほど事務局の説明にありましたように現地に農地の所在はございません。従って土地につきまして、隣地との境界が非常に微妙でありまして本件につきましてとりあえず、県の方に進達するということですが、この件につきましてかなり土地の経緯がありまして、非常に複雑な土地でございますので、その辺も含めて上伸者なりしたいと思います。隣地は関市が管理しておりまして、一部は寺の山も関係しておるということで非常に境界が不明でございます。そういうことでありまして本人は始末書を添付しておりませんけれども明らかに始末書を書いてですね。そこを平成4年頃からおそらく私の覚えでは駐車場として既に利用している土地だというように推測されますので、その辺りも調査してみないと分からないですけれども、調査するようにご指導していただくといいと思います。従いまして、本件につきましては、原則的には私としましては許可は不相当と認めます。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。それでは他に補足説明のある委員さんはございませんか。

（挙手あり）

はい、野田委員さん。

5 番（野田卓志君）

はい、4 番の案件なんですが先ほど事業計画変更の同時許可ということなんです、地図見ていただいてこの白い部分が以前別の計画で許可を受けている案件になりまして、今回黒いところが新規ということでここを一体利用して分譲住宅として売り出したいということになっております。お願いします。

○議長（野村茂君）

はい、ありがとうございます。他に補足説明のある委員さんはございませんか。

（挙手無し）

事務局今の野田委員さんの件はよろしかったでしょうか。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

はい、今野田委員よりご意見ありました通り、後で事変のほうに続きますが、一部目的を変更したうえでさらに5条の許可をとって計画を変更し、転用理由も変えるということです。

○議長（野村茂君）

はい、それでは他にございませんか。

（挙手無し）

ございませんようですので、議案第3号の1番につきましては、事務局からの説明があり、安田委員さんからも補足説明がありました。まず、現場の境が確定していないというのが一番大きなことです。この1番につきましては、県に保留相当として意見を進達したいと思いますが、これにご賛同いただける方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございます。全員の挙手をいただきました。議案第3号の1番については保留相当として岐阜県に意見を進達いたします。

それでは、2番から15番になりますが質疑のある委員さんはございませんか。

（挙手あり）

はい、野田委員さん。

○5 番（野田卓志君）

1 番に立ち戻ってしまうんですけれど、安田委員さんは不許可だという判断をされているわけじゃないですか。そういう場合にただ、書類上問題なければ判を押すのか、自分が納得していないから判を押さないと突き返すのか。そこの判断だけ教えていただきたいです。

○議長（野村茂君）

事務局お願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

はい、野田委員さん言われたように書類に判を押していただくのは総会のほうに議案として出ることを確認するよという意味なので、極端なことを言えばそれによって許可できる許可できないというのはまた別問題であって、農業委員さんがそれを押したことによってそれが転用できるというものではないので、そこに責任は全く出てこないですね。それについては安田委員さんがお話しされたようにそういった意見をここの農転をすることはちょっとおかしいのではないかというような意見を言っていたいたうえで農業委員の総意で審議していただくということで、あそこに印鑑を押したもんで農業委員の了解を得たから転用できるわということではないです。

○議長（野村茂君）

○野田委員さんよろしいですか。

○5 番（野田卓志君）

はい。

○議長（野村茂君）

他に質疑のある委員さんはございませんか。

（挙手無し）

それでは質疑の無いようですのでこれより採決します。

議案第3号の2番から15番まで14件について岐阜県知事に進達することに意義の無い方挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

議案第3号の2番から15番まで14件については原案の通り岐阜知事に進達することといたします。再度申し上げますが、議案第1号については保留相当として、意見を県に進達することといたします。続きまして、議案第4号 事業計画変更申請に対する意見についてを、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は、19ページになります。

1番の案件 位置図は、27ページになります。申請地は、桜ヶ丘小学校の南西320mほどに位置する 田 2, 029㎡。変更内容は、一時転用許可から恒久転用許可及び面積の変更です。当初事業計画者は、令和3年6月11日に仮設事務所、資材置場及び駐車場として、一時転用の許可を得たが、社会福祉法人の駐車場が不足しているため、一時転用から恒久転用に変更したいということと、できるだけ多くの駐車場が必要であるため、部分転用ではなく、全筆転用に変更したいというものです。令和3年12月7日総会 5条4番と同時許可案件となります。

2番の案件 位置図は、28ページになります。申請地は、緑ヶ丘中学校の東400mほどに位置する 現況地目 畑 2筆 898㎡。変更内容は、転用事業者と事業計画の変更です。当初事業計画者は、平成12年11月28日に貸自動車置場として、許可を得たが、当初予定していた借主と契約が不成立になり、計画がとん挫した。承継者は申請地と隣接地を一体利用し、宅地分譲として利用したいというものです。

3番の案件 議案は20ページ、位置図は、29ページになります。申請地は、中濃運転者講習センターの南西150mほどに位置する 畑 379㎡。変更内容は、転用事業者と事業計画の変更です。事業計画者は、昭和51年8月31日に物干し場、庭、物置として、事業計画の承認を得ていましたが、転用する計画がとん挫しました。そのため、承継者が申請地と隣接する土地を一体利用して、建築物解体工事業の資材置場として利用したいというものです。

4番の案件 位置図は、30ページになります。申請地は、池尻区公民館の北610mほどに位置する 畑 879㎡。変更内容は、転用事業者と事業計画の変更です。当初事業計画者は、平成9年5月28日に鉄工所を建築する目的で、農地法の許可を得たが、需要が落ち込み、資金のやり繰りが難しくなり、計画がとん挫をしました。そのため、承継者である子が、申請地に一般個人住宅を建築したいというものです。以上、4件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員さんは挙手にて、発言をお願いします。

（挙手無し）

はい、議案第4号について質疑のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

（挙手無し）

質疑も無いようですので、これより採決します。議案第4号の4件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。議案第4号の議案第4号の4件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを、議題とします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。議案は、21ページ、22ページになります。使用貸借権設定に関するものについて、新規が1筆 3, 136㎡、更新が1筆 1, 675㎡。賃貸借権設定に関するものについて、新規が4筆 5, 676㎡、更新が8筆 13, 950㎡。地区は、黒屋、東田原、広見、武芸川町谷口、下有知、上之保の6地区です。

権利の設定を受ける者は 農事組合法人 黒屋ファーム 他 でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○議長（野村茂君）

事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑を行います。質疑のある方は挙手にて発言をおねがいします。

（挙手無し）

はい、質疑も無いようですので、これより採決します。議案第5号について原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

はい、ありがとうございました。全員の挙手をいただきました。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを、議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）

報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、賃貸借設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。議案は23ページになります。

1番の案件 届出地は、植野地区の田 2, 401㎡。賃借人は、PLUS 株式会社 です。合意解約成立日は、令和3年11月30日です。

以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）

報告第1号につきましてはただ今事務局から説明のあった通りです。

ありがとうございました。本日審議いただきます議案はすべて終わりました。ご審議いただきありがとうございました。

午前 11 時 00 分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

印

1 番

印

2 番

印